

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年6月19日 |
| 【会社名】 | フォースタートアップス株式会社 |
| 【英訳名】 | for Startups, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 志水 雄一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6893)0650 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | 03(6893)0650 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2023年6月16日開催の当社第7回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へと移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、志水雄一郎氏、恒田有希子氏、菊池烈氏、清水和彦氏、齋藤太郎氏及び梅澤高明氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、志磨純子氏、堀内雅生氏及び秋元芳央氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|---|-----------|-----------|-----------|-------|----------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 25,818 | 41 | - | (注) 1 | 可決 99.8% |
| 第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件 | | | | | |
| 志水 雄一郎 | 25,738 | 121 | - | (注) 2 | 可決 99.5% |
| 恒田 有希子 | 25,740 | 119 | - | | 可決 99.5% |
| 菊池 烈 | 25,795 | 64 | - | | 可決 99.8% |
| 清水 和彦 | 25,797 | 62 | - | | 可決 99.8% |
| 齋藤 太郎 | 25,793 | 66 | - | | 可決 99.7% |
| 梅澤 高明 | 25,795 | 64 | - | | 可決 99.8% |
| 第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件 | | | | | |
| 志磨 純子 | 25,798 | 61 | - | (注) 2 | 可決 99.8% |
| 堀内 雅生 | 25,801 | 58 | - | | 可決 99.8% |
| 秋元 芳央 | 25,799 | 60 | - | | 可決 99.8% |
| 第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定の 件 | 25,721 | 138 | - | (注) 3 | 可決 99.5% |
| 第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件 | 25,729 | 130 | - | (注) 3 | 可決 99.5% |

注1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

注2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

注3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は、加算しておりません。

以上